

2021年12月17日

社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会
座長 山縣 文治 様

公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島 善久
公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村 綾子
公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会 会長 野口 百香
一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 会長 白澤 政和

子ども家庭福祉分野の資格について（要望）

貴台におかれましては、平素より、子ども家庭福祉の充実に向け、ご尽力いただいていることに感謝申し上げます。

子ども虐待は、複雑で複合的な課題があり、子どもを中心として家族や学校、地域社会との関係等、幅広いアセスメントとアプローチが求められます。様々な対象に適切に働きかけるためにはソーシャルワークの知識や技術が必要であるとの認識に基づき、ご議論頂いていますことに敬意を表します。

2015年にスタートした「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」の議論から6年が経過しています。今回の専門委員会における検討は、児童相談所をはじめとした子ども家庭福祉分野においてソーシャルワークを強化する方向にあり、子ども虐待の撲滅に向けた好機であります。そのことをふまえ、以下の2点について要望いたします。

記

要望

1. 子ども虐待は、頻繁に発生しており、その撲滅に向けて、これまでの専門委員会の意見をまとめて結論を出していただきたい。
2. 多くの委員の意向である社会福祉士や精神保健福祉士等に専門的かつ実践的な研修を上乗せする形である、子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）を認証する厚生労働省案を認めていただきたい。

理由

1. 子ども虐待という喫緊の課題に対し、今回の専門委員会で結論を出すことが求められています。この機会を逃すことは、子どもの人権を守る姿勢が問われることとなります。
2. 今回、厚生労働省が提案している「上乘せ型」の場合、教育の時間数は約 1700 時間となり、「独立型（1200 時間）」よりも大幅に拡充できます。結果、ソーシャルワークを基盤にして、子ども家庭福祉分野での十分な修学を積んだ人材を、児童相談所をはじめ、子ども家庭福祉分野に輩出することができます。さらに、人材の専門性に関する質の担保については、教員やカリキュラム内容の厳しい審査により養成教育の質を担保する方法や、学生に試験を課して習熟度を確認することが考えられます。
3. 養成校経営者の団体である福祉系大学経営者協議会は、第 36 回社会的養育専門委員会（2021 年 11 月 5 日）へ、「上乘せ型」が望ましいとする意見書を提出しています。また、日本ソーシャルワーク教育学校連盟の調査（2020 年 10 月）でも、上乘せなどで充実・強化する方法への支持が 68%（109 課程）で、別の養成課程の設置支持は 1%（1 課程）に過ぎません。養成校は、社会福祉士や精神保健福祉士への「上乘せ型」が望ましいと考えていることを示しています。
4. 毎年、社会福祉士合格者は約 11,000 名、精神保健福祉士は約 4,000 名であり、仮にその 1 割が子ども家庭福祉分野を選択すれば約 1,500 人の子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）を輩出することになります。これは、児童相談所職員が 5,000 人に達していない現状に鑑みて、子ども家庭福祉分野での人材確保に十分対応できるといえます。
5. 日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士協会、日本医療ソーシャルワーカー協会は、現在、子ども家庭福祉分野に従事しているソーシャルワーカーが高度な専門性を習得すべきと考え、職能団体として連携してモデル研修を実施しており、現任者研修を速やかに開始できるよう十分な準備をしています。

以上